

## 大規模災害からの復興に関する法律案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 定義

1 この法律において「特定大規模災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいうものとする。

2 この法律において「特定大規模災害等」とは、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいうものとする。

(第二条関係)

### 三 基本理念

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする。

(第三条関係)

### 第二 復興対策本部及び復興基本方針等

#### 一 復興対策本部の設置

1 特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができるものとする。

(第四条関係)

#### 2 本部の組織

(1) 本部の長は、復興対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあら

かじめ指名する国務大臣）をもって充てるものとする。

- (2) 本部に、当該本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができるものとする。この場合においては、地方自治法第一百五十六条第四項の規定は、適用しないものとする。

（第五条関係）

### 3 本部の所掌事務

- (1) 本部は、復興基本方針の案の作成に関する事、所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関する事等をつかさどるものとする。

- (2) 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、復興対策委員会の意見を聴かなければならないものとする。

（第六条関係）

### 4 復興対策委員会の設置等

- (1) 本部に、復興対策委員会を置くものとする。
- (2) 復興対策委員会は、委員長及び委員二十五人以内をもって組織し、委員長及び委員は、関係地方

公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第七条関係)

## 二 復興基本方針等

1 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならないものとする。

2 復興基本方針には、特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項等を定めるものとする。

(第八条関係)

3 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

4 都道府県復興方針には、おおむね特定大規模災害からの復興の目標に関する事項、当該都道府県が

実施すべき施策に関する方針、特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項を定めるものとする。

5 都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。 (第九条関係)

### 第三 復興のための特別の措置

#### 一 復興計画に係る特別の措置

##### 1 復興計画の作成等

###### (1) 復興計画

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあつては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができるものとする。 (第十条関係)

(2) 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織できるものとする。こと。  
(第十一条関係)

(3) 土地利用基本計画の変更等に関する特例

イ 特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、復興整備事業の実施に関連して行う土地利用基本計画の変更等に関する事項を復興計画に記載できるものとする。こと。

ロ イの事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る当該土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすものとする。こと。  
(第十二条関係)

(4) 復興整備事業に係る許認可等の特例

イ 特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、復興整備事業の実施に係る必要な許認可等に関する事項を復興計画に記載できるものとする。こと。  
(第十三条関係)

ロ イの事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業について当該許認可等があったものとみなすものとする。こと。  
(第十四条関係)

(5) 土地区画整理事業等の特例

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等の地域内の市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業又は復興一体事業（土地区画整理事業及び農用地の保全又は利用上必要な施設の新築等を一体的に施行する事業をいう。以下同じ。）に関する事項を復興計画に記載できるものとする。復興計画に記載された土地区画整理事業又は復興一体事業に係る土地区画整理事業を市街化調整区域において施行できるものとする。 （第十五条関係）

(6) 土地改良事業の特例

イ 特定被災都道府県は、復興計画に記載された土地改良事業（政令で定める要件に適合するものに限る。）を土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなして行うことができるものとする。

ロ 特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、土地改良事業に関する事項を復興計画に記載できるものとする。当該事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該公表の日土地改良事業計画が定められたものとみなすものとする。 （第十六条関係）

## (7) 集団移転促進事業の特例

- イ 特定被災都道府県は、特定被災市町村から特定集団移転促進事業（復興計画に記載された集団移転促進事業をいう。）に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができるものとする。
- ロ 特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、集団移転促進事業に関する事項を復興計画に記載できるものとともに、当該事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該公表の日に集団移転促進事業計画が定められたものとみなすものとする。

（第十七条関係）

## (8) 住宅地区改良事業の特例

- イ 特定被災市町村等は、協議会における協議の手続を行い、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区に関する事項を復興計画に記載できるものとする。
- ロ イの申出地区に関する事項が記載された復興計画が所要の協議等の手続を経て公表されたときは、当該公表の日に当該申出地区に関する事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による



改良地区の指定があつたものとみなすものとする事。

(第十八条関係)

(9) 漁港漁場整備事業の特例

特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、漁港漁場整備事業に関する事項を復興計画に記載できるものとする。同時に、当該事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該公表の日に特定漁港漁場整備計画が定められ、かつ、当該計画について、漁港漁場整備法第十七条第一項の規定による届出及び公表がされたものとみなすものとする事。

(第十九条関係)

(10) 地籍調査事業の特例

特定被災市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、国土交通省が行う地籍調査に関する事項を復興計画に記載できるものとする。同時に、当該事項が記載された復興計画が公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする事。

(第二十条関係)

2 復興一体事業

(1) 事業計画の認定

イ 復興計画に記載された復興一体事業を施行しようとする特定被災市町村は、復興一体事業につ

いての事業計画（以下単に「事業計画」という。）を作成し、これを特定被災都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

ロ 再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、復興住宅等建設区を定めることができるものとする。

（第二十一条関係）

## (2) 復興住宅等建設区への換地の申出等

認定を受けた事業計画において復興住宅等建設区が定められたときは、当該事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、特定被災市町村に対し、土地区画整理法第八十六条第一項の換地計画において当該宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができるとすること。

（第二十六条関係）

## 3 復興計画の実施に係る特別の措置

(1) 届出対象区域内における建築等の届出等

イ 特定被災市町村は、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定できるものとともに、届出対象区域内において土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築等の行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類、場所等を特定被災市町村長に届け出なければならぬものとする。

ロ 特定被災市町村長は、イによる届出があつた場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し勧告等を行うことができるものとする。

(第二十八条関係)

(2) 復興計画のための土地の立入り等

復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のために測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において他人の占有する土地への立入りを行うことができるものとともに、当該調査又は測量のためやむを得ない必要がある場合には、特定被災市町村長の許可を受けて障害物を伐除し、又は特定被災都道府県知事の許可を受けて土地に試掘等を

行うことができるものとする。

(第二十九条から第三十四条まで関係)

(3) 資料の提出その他の協力

特定被災市町村等又は復興整備事業の実施主体(国、都道府県又は市町村に限る。)は、復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。

(第三十五条関係)

(4) 不動産登記法の特例

復興計画に記載された復興整備事業(土地収用法等の規定により告示された事業に限る。)を実施する者は、不動産登記法第三百三十一条第一項の規定にかかわらず、筆界特定登記官に対し、一筆の土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができるものとする。

(第三十六条関係)

(5) 独立行政法人都市再生機構法の特例

独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項に規定する業務のほ

か、委託に基づき、同条第三項各号の業務（公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行うことができるものとする。こと。  
(第三十七条関係)

(6) 農業振興地域の整備に関する法律の特例

復興計画に記載された土地改良事業等が施行された区域内にある土地の農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項各号に掲げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興計画の期間が満了した土地である場合に限り、行うことができるものとする。こと。  
(第三十八条関係)

4 雑則

特定被災都道府県知事等は、計画区域うち、地価が急激に上昇するおそれがある等のため適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。こと。  
(第三十九条関係)

二 都市計画の特例

1 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

特定大規模災害を受けた等の要件を満たす区域であつて、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができるものとするともに、当該都市計画に定めるべき事項及び当該都市計画の策定に関し必要な基準を定めるものとする。

(第四十一条関係)

## 2 都市計画法の特例

- (1) 国土交通大臣は、特定大規模災害を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、又は(2)の要請を受けた都道府県の知事から申出があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県又は(2)の被災市町村に代わつて都市計画の決定等のため必要な措置をとることができるものとする。
- (2) 特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わつて都市計画の決定等のため必要な措置を

とることができるものとする。

(第四十二条関係)

### 三 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

#### 1 漁港漁場整備法の特例

(1) 農林水産大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって漁港施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとするとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって漁港施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとするとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十三条関係)

## 2 砂防法の特例

国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって砂防法に規定する砂防工事を施行できるものとするともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十四条関係)

## 3 港湾法の特例

(1) 国土交通大臣は、被災都道府県又は被災市町村（以下「被災地方公共団体」という。）の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって港湾法に規定する港湾工事を施行できるものとするともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務



の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村等に代わって港湾法に規定する港湾工事を施行できるものとする。同時に、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十五条関係)

#### 4 道路法の特例

(1) 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとする。同時に、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市町村道の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとする。同時に、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十六条関係)

## 5 空港法の特例

- (1) 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、地方管理空港の災害復旧工事等を施行できるものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

- (2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の管理する地方管理空港の災害復旧工事等を施行できるものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十七条関係)

## 6 海岸法の特例

- (1) 主務大臣は、被災地方公共団体の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない

範囲内で、当該被災地方公共団体の長等に代わって海岸保全施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって海岸保全施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十八条関係)

## 7 地すべり等防止法の特例

主務大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事を施行できるものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第四十九条関係)

## 8 下水道法の特例

被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村が管理する公共下水道又は都市下水路の災害復旧事業に係る工事を施行するものとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(第五十条関係)

## 9 河川法の特例

(1) 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の災害復旧事業等に係る工事を施行できるとするとともに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。

(2) 被災市町村を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の

遂行に支障のない範囲内で、準用河川の災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとする。ことに、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。 (第五十一条関係)

#### 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊防止工事を施行できるものとする。同時に、当該工事に要する費用の負担等について定めるものとする。 (第五十二条関係)

### 第四 雑則

#### 一 職員の派遣の要請等

1 都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方行政機関の長に対し、当該関係行政機関又は当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができるものとする。 (第五十三条関係)

2 都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができるとともに、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができるとすること。  
(第五十四条関係)

## 二 財政上の措置等

国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の規模その他の状況を踏まえ、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする事。  
(第五十七条関係)

## 第五 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする事。

(第六十条から第六十二条まで関係)

## 第六 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする事、その他施行について所要の規定を整備するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の規定は、平成二十五年四月十二日以後に発生した災害に適用するものとする事、その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めるものとする事。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後適當な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第四条関係)

四 特定地方管理空港に係る空港法の特例を設けるものとする事。

(附則第五条関係)

五 地方自治法等について所要の改正を行う事。

(附則第六条から第十一条まで関係)